
池子問題について

市からのお知らせです

2010年（平成22年）4月29日
逗子市経営企画部基地対策課

4月22日に、南関東防衛局長が来庁され、3月4日に市から国へ提出した、40haの返還について確実な実現、返還地の財産処分における優遇措置、返還地の活用の際の財政的措置の3項目についての回答（裏面）がありました。

市民の皆様へ

国からの回答がありました。回答の内容は返還を具体的に示したものでなく、市からの要請を完全に満たしたものとは言えません。「日米合同委員会での合意」に触れていることは、ある程度評価ができるものであり、これまで行ってきた国との交渉の成果ではないかと思っています。その他の2項目についても、具体的な内容とはなっておらず、十分なものではありませんが、返還後の対応について要請したものであり、今後、国との協議の中で、具体的にしていきたいと考えております。

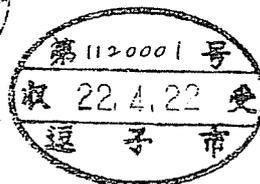
今回の回答を受けて、返還の実現に向け国との協議を進めてまいります。南関東防衛局長からも、協議に応じるとの回答を得ております。

なお、その際に横浜市側への住宅建設や本設小学校の建設などについて、理解と協力を求められましたが、私としては、返還と住宅建設は別の問題であると考えていますので、特に言及はいたしませんでした。

今後も、一部返還に向け、国との交渉を粘り強く行ってまいります。

逗子市長 平井 竜一

国からの回答文書

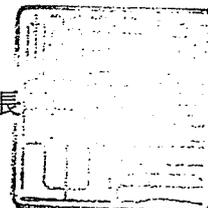


地地第5374号

22.4.21

逗子市長 殿

防衛省地方協力局長



「池子住宅地区及び海軍補助施設における一部返還について」につい
て（回答）

平素より、防衛行政につきまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、貴職より平成22年3月4日付け文書により照会された標記につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

添付書類：別紙

○返還の実現について

南関東防衛局長から平成21年7月22日に提示した文書（南防第3764号）に記載した、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地（約40ha）の返還については、今後、実現に向けて米側と協議していく必要があるが、防衛省としては、早期に日米合同委員会で合意できるよう努力してまいりたい。

なお、土地の返還が実現した後、米軍が返子市民と同様に返還土地及び返還土地に所在する施設を使用できることが必要となると考えている。

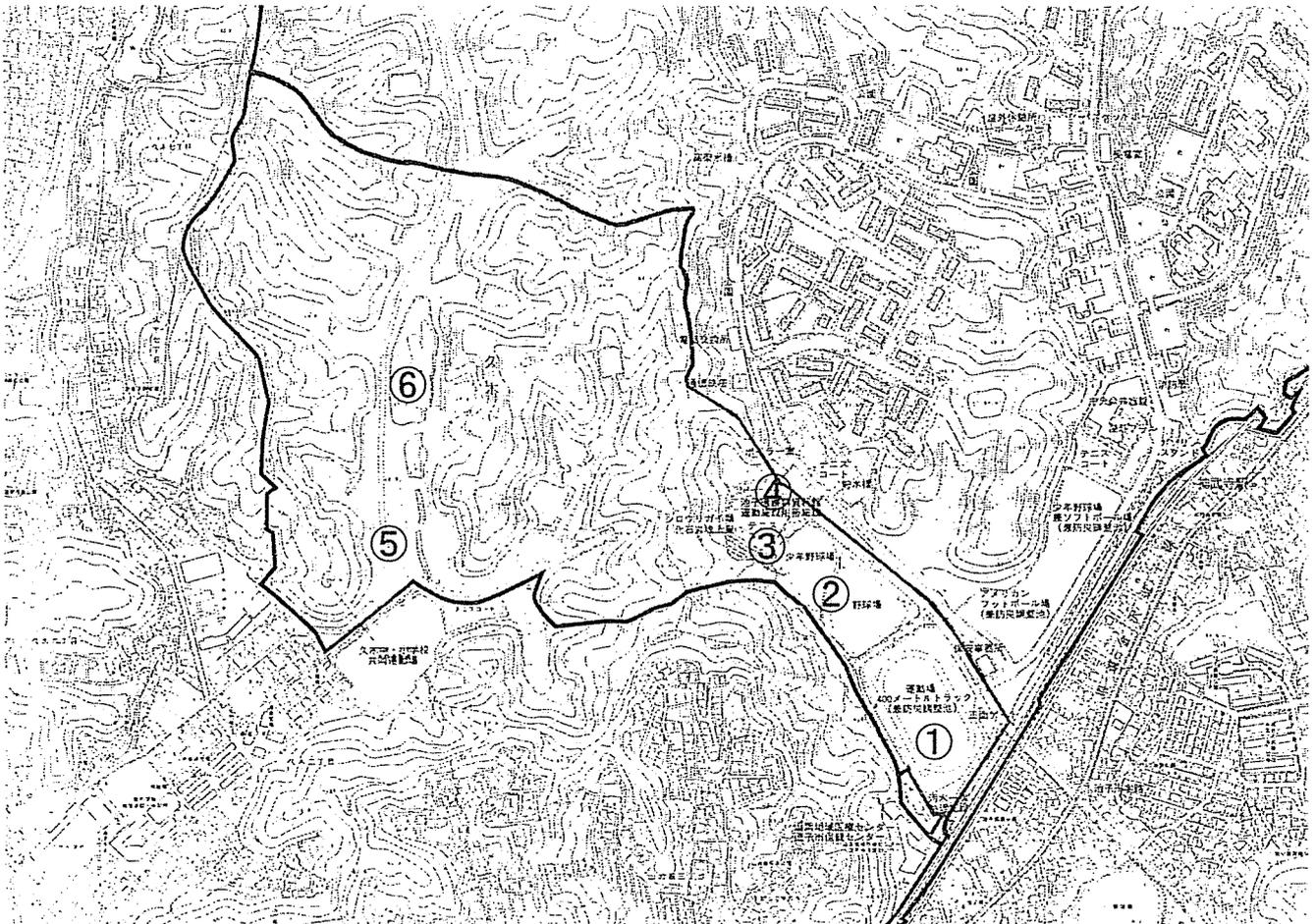
○財産処分の優遇措置について

防衛省としては、返還後の跡地利用に係る返子市と財務省との間の調整に関し、その利用用途に応じた優遇措置の適用が可能となるよう、協力してまいりたい。

○返還地の活用への財政的支援について

返還地に係る周辺環境整備については、防衛省として、市の具体的な計画を聞いた上で、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、努力してまいりたい。

提示された 40ha の返還地



①400mトラック兼調整池

②野球場 2面 (大・小)

③テニスコート 3面

④池子遺跡群資料館

⑤緑地公園用地

⑥キャンプサイト横の池

池子問題について皆様のご意見をお寄せ下さい。

問合せ先 逗子市経営企画部基地対策課
〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16
電話 046-873-1111 (内線 331)
FAX 046-873-4520
メール kichi@city.zushi.kanagawa.jp